

## 沖縄県犯罪被害者等支援条例 骨子（案）

### 1 目的

この条例は、犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定め、県等の責務、県の講ずる施策の基本方針を明らかにすること等により、犯罪被害者等支援の総合的かつ計画的な推進を図り、もって誰もが安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

### 2 定義

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 犯罪被害者等支援 犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、安心して暮らすことができるようにするための取組をいう。
- (4) 再被害 犯罪被害者等が、当該犯罪等の加害者から再び危害を加えられることをいう。
- (5) 二次被害 犯罪被害者等が、加害者以外の者から、犯罪等に起因して受ける精神的な苦痛、経済的な損失その他の被害をいう。
- (6) 民間支援団体 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）第23条第1項に規定する犯罪被害者等早期援助団体その他犯罪被害者等支援を行うことを目的とする民間の団体をいう。

### 3 基本理念

- (1) 犯罪被害者等支援は、全ての犯罪被害者等が個人としての尊厳を重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有することを踏まえ、県、市町村、事業者、民間支援団体その他の関係する者の相互の連携協力の下に、社会全体として推進していかななければならない。
- (2) 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が受けた被害の状況及び原因、犯罪被害者等が

1 置かれている状況その他の事情に応じて適切に行われるとともに、再被害及び二次被  
2 害が生ずることのないよう十分配慮して行われなければならない。

3 (3) 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、必要な支  
4 援が途切れることなく提供されることを旨として、行われなければならない。

#### 6 4 県の責務

7 県は、基本理念にのっとり、国、市町村、民間支援団体その他の関係する者との適切  
8 な役割分担を踏まえ、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的に策定し、及び実施する  
9 責務を有する。

#### 11 5 県民の責務

12 県民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支  
13 援の必要性についての理解を深め、二次被害を生じさせることのないよう十分配慮する  
14 とともに、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとす  
15 る。

#### 17 6 事業者の責務

18 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等  
19 支援の必要性についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、二次被害を生  
20 じさせることのないよう十分配慮し、及び犯罪被害者等である従業員の就労に関し必要  
21 な配慮を行うとともに、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努  
22 めるものとする。

#### 24 7 民間支援団体の責務

25 民間支援団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等支援に関する専門的な知識及び  
26 経験を活用し、犯罪被害者等支援を行うとともに、県が実施する犯罪被害者等支援に関  
27 する施策に協力するよう努めるものとする。

#### 29 8 基本方針

30 県は次に掲げる基本方針に基づき、犯罪被害者等支援に関する施策を講ずるものとす

1 る。

2 ① 犯罪被害者等が受けた損害の回復、被害による経済的負担の軽減を図るための支  
3 援を必要に応じて行うこと。

4 ② 犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響からの回復を図  
5 るための支援を必要に応じて行うこと。

6 ③ 再被害及び二次被害を防ぐこと。

7 ④ 民間支援団体その他の犯罪被害者等を支援する者が適切な犯罪被害者等支援を行  
8 うことができるよう、その育成及び支援を図ること。

9 ⑤ 県、市町村、事業者、民間支援団体その他の関係する者が相互に連携及び協力し  
10 て効果的な犯罪被害者等支援を行うことができる体制を整備すること。

11 ⑥ 犯罪被害者等の名誉、生活の平穏への配慮の重要性その他犯罪被害者等が置かれ  
12 ている状況について、県民及び事業者の理解を深めること。

13

## 14 9 計画の策定

15 (1) 知事は、次の事項について犯罪被害者等支援に関する計画を定めるものとする。

16 ① 基本方針を踏まえて県が実施する具体的な犯罪被害者等支援に関する施策

17 ② 施策の目標及び達成の期間

18 ③ その他犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

19 (2) 計画を定め、又は変更しようとするときは、施策に県民の意見を反映させるため、  
20 県民から意見を聴くとともに、沖縄県犯罪被害者等支援審議会に諮問するものとす  
21 る。

22 (3) 計画を定め、又は変更したときは、遅滞なくこれを公表するものとする。

23

## 24 10 計画に定める施策の実施状況の公表

25 知事は、毎年度、計画に定める施策の実施状況を取りまとめ、これを公表しなければ  
26 ならない。

27

## 28 11 沖縄県犯罪被害者等支援審議会

29 (1) この条例の規定に基づく諮問に応じて調査審議を行わせるため、沖縄県犯罪被害者  
30 等支援審議会を置く。

1 (2) 審議会は、この条例に定めるもののほか、犯罪被害者等支援に関する重要事項につ  
2 いて、知事の諮問に応じて答申し、または建議することができる。

3 (3) 審議会は、委員 8 人以内で組織する。

4 (4) 委員は、民間支援団体の職員、学識経験のある者その他知事が適当と認める者のう  
5 ちから、知事が任命する。

6 (5) 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期  
7 は、前任者の残任期間とする。

8 (6) 委員は、再任されることができる。

9 (7) 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様と  
10 する。

11 (8) その他審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

## 12 財政上の措置

14 県は、犯罪被害者等支援に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずる  
15 よう努めるものとする。

## 13 市町村への協力

18 県は、市町村が実施する犯罪被害者等支援に関する施策について、市町村の求めに応  
19 じ、情報の提供、技術的な助言その他の必要な協力を行うものとする。